

木材乾燥士規程 第1章 総 則

第1条 目 的

この規程は、木材及び木質材料に関する乾燥（以下乾燥という）を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって木質製品の品質の安定を確保し、木材産業の発展に資することを目的とする。

第2条 定 義

この規程で、木材乾燥士（以下乾燥士という）とは、第4条による乾燥士としての資格取得者で、木材及び木質原材料等を乾燥する業務（以下乾燥業務という）又はこれと直接関連する業務に従事する者をいう。

この規程で、乾燥業務とみなすものはJIS並びにJAS認定工場、あるいはこれに準ずる工場において行われる乾燥作業、又は適正な仕様書に基づく乾燥製品を作る乾燥作業とする。

第3条 業 務

乾燥士は、その学識と経験に基づいて、乾燥を安全かつ適確に行いもしくは行わしめるものとする。

第4条 資格の取得と有効期間

公益社団法人日本木材加工技術協会（以下協会という）の乾燥士資格検定委員会（以下委員会という）が実施する乾燥士の資格検定試験に合格し、別に定める登録料を納付した者は、協会長がこれを認証し、協会の乾燥士名簿に登録する。なお、資格の有効期間は6年間とする。

登録された者をもって乾燥士の資格を取得した者とし、資格の登録番号と有効期限を明記した「木材乾燥士認定書」と「木材乾燥士の証」を交付する。

第5条 資格の更新

資格を更新しようとする者は、登録された後6年目に、協会が指定する講習等を受講し、所定の更新手数料を納めなければならない。なお更新手続は、平成30年度(2018年)より開始する。

更新後の「木材乾燥士認定書」と「木材乾燥士の証」には、更新回数を明記するとともに、登録番号の後に更新回数に応じた数の☆印を付記する。

第6条 資格の経過措置

平成22年度以前に「木材乾燥士」の資格を取得した者については、継続してその資格を有効とする。ただし、第5条で定める講習等を受講して所定の更新手数料を納めれば、第4条及び第5条で定める資格を新たに取得できることとする。

第7条 資格の喪失

乾燥士が次の各項目に該当した場合は、協会長は委員会の議を経てその資格を取消することができる。

1. 資格の有効期間が過ぎたとき。
2. 業務に不誠実な行為を行ったとき。
3. 氏名、住所、勤務先の名称・所在地に変更があった場合、その届出を怠り1年以上所在不明のとき。

第2章 資格検定試験

第8条 試 験

乾燥士の資格検定試験（以下試験という）は、第3条に掲げる業務上必要な知識、技能につき行う。試験は原則として隔年毎に1回行う。但し、臨時に行うことを妨げない。

第9条 受験資格

試験の受験資格は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれに準ずる学校を卒業して乾燥に関する1年以上の実務経験を有する者。
2. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による短期大学又はこれに準ずる学校を卒業して乾燥に関する2年以

上の実務経験を有する者。

3. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれに準ずる学校を卒業して乾燥に関する3年以上の実務経験を有する者。
4. 乾燥に関する7年以上の実務経験を有する者。
5. 委員会において認められた者。

第3章 乾燥士資格検定委員会

第10条 任 務

委員会は、資格検定に関する実務を処理する。

第11条 組 織

委員会は委員若干名をもって組織し、委員は協会長が委嘱し、その任期は2ヵ年とする。

委員長は、委員の互選によって定め、会務を統轄する。

附 則

- 1 検定に関する業務並びに委員会の運営に関する細則は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年6月18日から施行する。

木材乾燥士規程細則

1. 資格検定試験手続

資格検定試験を受けようとする者は、委員会の定める書類（様式1）に所定事項を記載し、受験料を添えて、別に定める期間内に協会に申込まなければならない。

2. 資格検定試験

資格検定試験は次の事項について筆記試験を行う。

- イ 木材、木質材料及び木製品に関する一般的知識
- ロ 乾燥に関する基礎的知識
- ハ 乾燥装置及び関連機器に関する一般的知識
- ニ 水分管理に関する基礎的知識
- ホ 乾燥に関する技術

3. 資格検定試験等手数料

資格検定試験手数料 20,000円（消費税別）
登録手数料 会 員 30,000円（消費税別）
 非会員 40,000円（消費税別）

（正会員は1名、団体会員は2名以内、賛助会員は会費1口について5名以内を会員扱いとする。）

4. 更新手数料

更新手数料（講習会受講料を含む）
会 員 30,000円（消費税別）
非会員 40,000円（消費税別）

5. 資格の表示

資格を有していることを表示する際は、以下に従うこととする。

- イ 第4条及び第5条で定める資格は次のように表示する。
 - 新規に取得した場合
木材乾燥士（D○○○○○）
 - 更新した場合（2回の場合）
木材乾燥士（D○○○○○☆☆）
- ロ 第6条で新たに資格を取得した場合は、平成23年度以前と更新後の登録番号を用いて以下のように2種の表示を用いることを認める。
 - 木材乾燥士（○○○○○）
 - 木材乾燥士（D○○○○○☆）

6. その他

資格検定試験並びに更新を受けるに必要な事項は、会告その他の方法をもって周知させる。

更新すべき年度にやむを得ない事情により講習等を受講できない資格者は、理由書を添えて更新手続を行い、直近の講習等を受講することとする。

附 則

- 1 この細則は、平成24年6月18日より実施する。